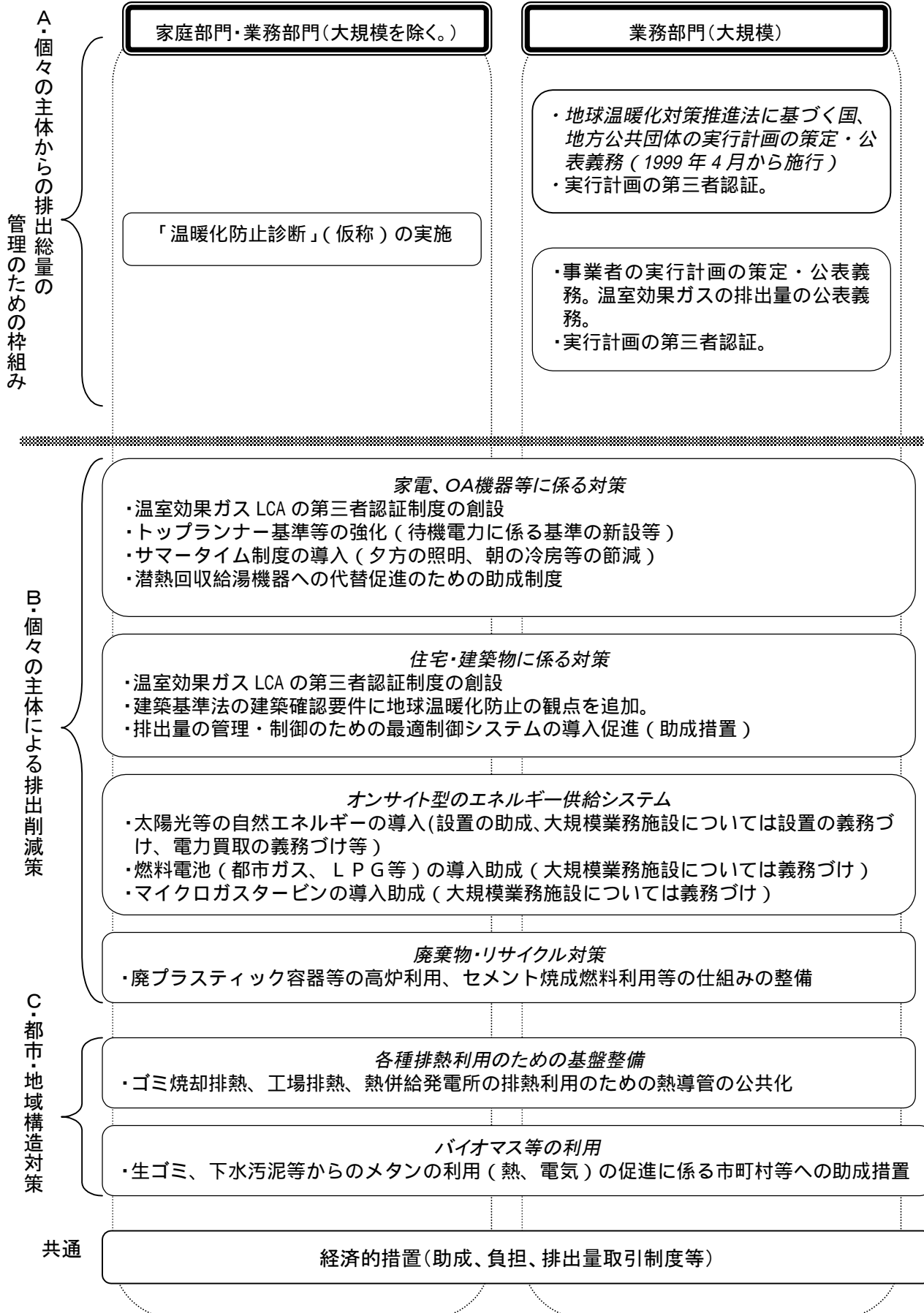


## 民生部門における今後の主要な追加的施策の在り方について(叩き台)



1 . 個々の主体からの排出総量の管理のための枠組み（案）

|  |  | 制度的措置   |
|--|--|---|
| 家庭部門・業務部門（小規模）<br>各家庭及び小規模事業者（薬局、八百屋、床屋等）からの排出量（自動車、廃棄物などからの排出を含む。）の管理 |  | 「温暖化防止診断」（仮称）の実施（3年に1回程度市町村が専門家を派遣して助言する。）  |
| 業務部門（大規模）  | 公共部門（政府・自治体の庁舎・事務所、公立学校、公立病院等）からの排出量（自動車、廃棄物などからの排出を含む）の管理                       | 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、1999年4月から国、都道府県及び市町村について実行計画策定・公表義務。温室効果ガスの総排出量の公表義務（1999年4月から施行）。<br><br>実行計画の第三者認証 |
|  | 民間部門（事務所・オフィス、百貨店、小売店、チェーンストア、レストラン・飲食店、私立学校、私立病院等）からの排出量（自動車、廃棄物などからの排出を含む。）の管理 | 実行計画策定・公表を義務付け。温室効果ガスの総排出量の公表義務。<br>実行計画の第三者認証  |

## 2. 個々の主体による排出削減策

|             | 対策メニュー                 | 制度的措置   |
|-------------|------------------------|---|
| 家電・OA機器等の利用 | 製品購入の際の配慮              | 温室効果ガスLCA(ライフ・サイクル・アセスメント)の第三者認証制度、データの開示等                |
|             | 製品のエネルギー効率の向上          | トップランナー基準の強化・拡充   |
|             | 潜熱回収給湯器等への代替促進         | 助成措置  |
|             | サマータイム(夕方の照明、朝の冷房等の節減) | サマータイム制の導入  |
| 住宅・建築物      | 住宅・建築物の購入の際の配慮         | 温室効果ガスLCA(ライフ・サイクル・アセスメント)の第三者認証制度、データの開示等                |
|             | 住宅・建築物の構造上の排出削減        | (新築)<br>建築基準法の建築確認要件に温暖化防止の観点を追加                          |
|             |                        | (既築)<br>断熱工事への助成措置の拡充<br>温暖化防止型住宅への助成<br>屋上・壁面緑化への助成措置の拡充 |
|             | 排出量の管理・制御の促進           | 最適制御システムの導入・助成措置  |

|                    |                    |  |
|--------------------|--------------------|--|
| オンサイト型のエネルギー供給システム | 自然エネルギー等の導入        | 設置の助成、大規模業務施設については設置の義務づけ、買い取りの義務づけなど。 |
|                    | 燃料電池（都市ガス、LPG等）の導入 | 助成措置（大規模業務施設については義務付け）                 |
|                    | マイクロガスタービンの導入      | 助成措置（大規模業務施設については義務付け）                 |
|                    | 木質系バイオマスの熱利用       | 助成の拡充強化                                |
| 廃棄物・リサイクル          | 廃棄物の排出抑制           | 廃プラスチック容器等の高炉利用、セメント焼成燃料利用等の仕組みの整備     |

### 3. 都市・地域構造対策

|           | 対策メニュー                      | 制度的措置      |
|-----------|-----------------------------|------------|
| 各種排熱の地域利用 | ゴミ焼却排熱、工場排熱等の利用             | 熱導管の公共化    |
|           | 熱供給発電所の設置、排熱利用              | 熱導管の公共化    |
| バイオマス等の利用 | 生ごみ、下水汚泥等からのメタンの利用（熱・電気）の促進 | 市町村等への助成措置 |

### 4. 各分野共通

|                       |
|-----------------------|
| 経済的措置(助成、負担、排出量取引制度等) |
|-----------------------|

(参考) 地球温暖化対策推進大綱に基づく現行施策の全体像

A・個々の主体からの排出  
総量の管理のための枠組み

民生部門における 2010 年の目標削減量: 約1億t-CO<sub>2</sub>

家庭部門

業務部門

地球温暖化対策推進法に基づく国、地方公共団体の実行計画

地球温暖化対策推進法に基づく事業者の実行計画(努力義務)

B・個々の主体による排出削減策

省エネルギー基準等の強化: 目標削減量: 7333 万 t-CO<sub>2</sub>

- ・家電・OA 機器等のエネルギー効率について 8%~30%程度の向上【目標削減量: 3557 万 t】
- ・住宅の冷暖房用エネルギー消費量の約 20%削減【目標削減量: 1027 万 t】
- ・建築物のエネルギー消費量の約 10%削減【目標削減量: 2750 万 t】

事業場におけるエネルギー使用合理化の徹底:(第二種エネルギー管理指定工場)

新たな省エネ型技術の開発・普及の推進: 目標削減量: 880 万 t-CO<sub>2</sub>  
・高効率照明、液晶等

夏時間(サマータイム)の導入についての国民的議論の展開

環境やエネルギーに関する教育・学習の充実

広報の強化

情報提供の推進

国民参加型の普及啓発の充実: 目標削減量: 1833 万 t-CO<sub>2</sub>  
・夏は 28 度以上、冬は 20 度以下の温度設定等

政府の率先実行

C・都市・地域構造対策

二酸化炭素排出の少ない都市・地域構造の形成:

- ・環境と共生する都市・地域構造の形成
- ・緑地の保全及び緑化の推進、都市内の水面の確保
- ・雨水の地下浸透の推進
- ・下水処理水や河川水の熱利用等による未利用エネルギーの活用等の推進
- ・自然エネルギー、未利用エネルギーのネットワーク化による有効利用